

最低制限価格制度の見直しについて

(平成30年9月1日施行)

1. 趣旨

低入札にかかる品質低下を防止し、適正価格による契約を確保するため、県に準じた最低制限価格制度を採用しているが、入札、契約情報の透明性を図る観点から設計額を事前公表としている。

その事前公表のため、当該近傍価格への入札が誘導され、同額の入札価格による「くじ」による落札を防止するため。

2. 適用日

平成30年9月1日以降入札公告または指名通知を行う工事にかかる入札から適用

3. 設定範囲

予定価格の $92/100 \sim 80/100$ の範囲内

4. 設定方法

永平寺町最低制限価格制度実施要領第4条で示す計算方法により求められた率が、92%以上となった場合、電子計算機により0.9900～1.0000の範囲で無作為に抽出した数値を乗じる。(一円未満切捨て)

ランダム係数の抽出については、副町長と契約管財室長同席のもと、当該案件の入札締切後に抽出する。

(例) 最低制限価格制度実施要領により求められた率 92.000%とした場合

$$92.000 \times \begin{cases} 1.0000 & = 92.000\% \text{ (上限)} \\ 0.9900 & = 91.080\% \text{ (下限)} \end{cases}$$